

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず市区町村が行う「基本チェックリスト」または「要介護認定」を受けましょう。

①申請する

介護サービスを利用するときは、小野市からの「認定」が必要になります。申請は、本人のほか家族でもできます。

初めての申請(新規申請)・介護相談の窓口

小野市役所 介護保険窓口	63-1509
小野市地域包括支援センター	63-2174
在宅介護支援センター	栗生逢花苑 65-2800
	青山荘 66-7305
	ふたばの里 70-0203

更新申請
市内・市外の「指定居宅介護支援事業者」「介護保険施設」などからも申請代行ができます。

申請に必要なもの

- 申請書
介護相談の窓口にあります。
※申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
- 介護保険の保険証
65歳以上の方は必要です。
- 医療保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- マイナンバーの分かるもの



②要介護認定

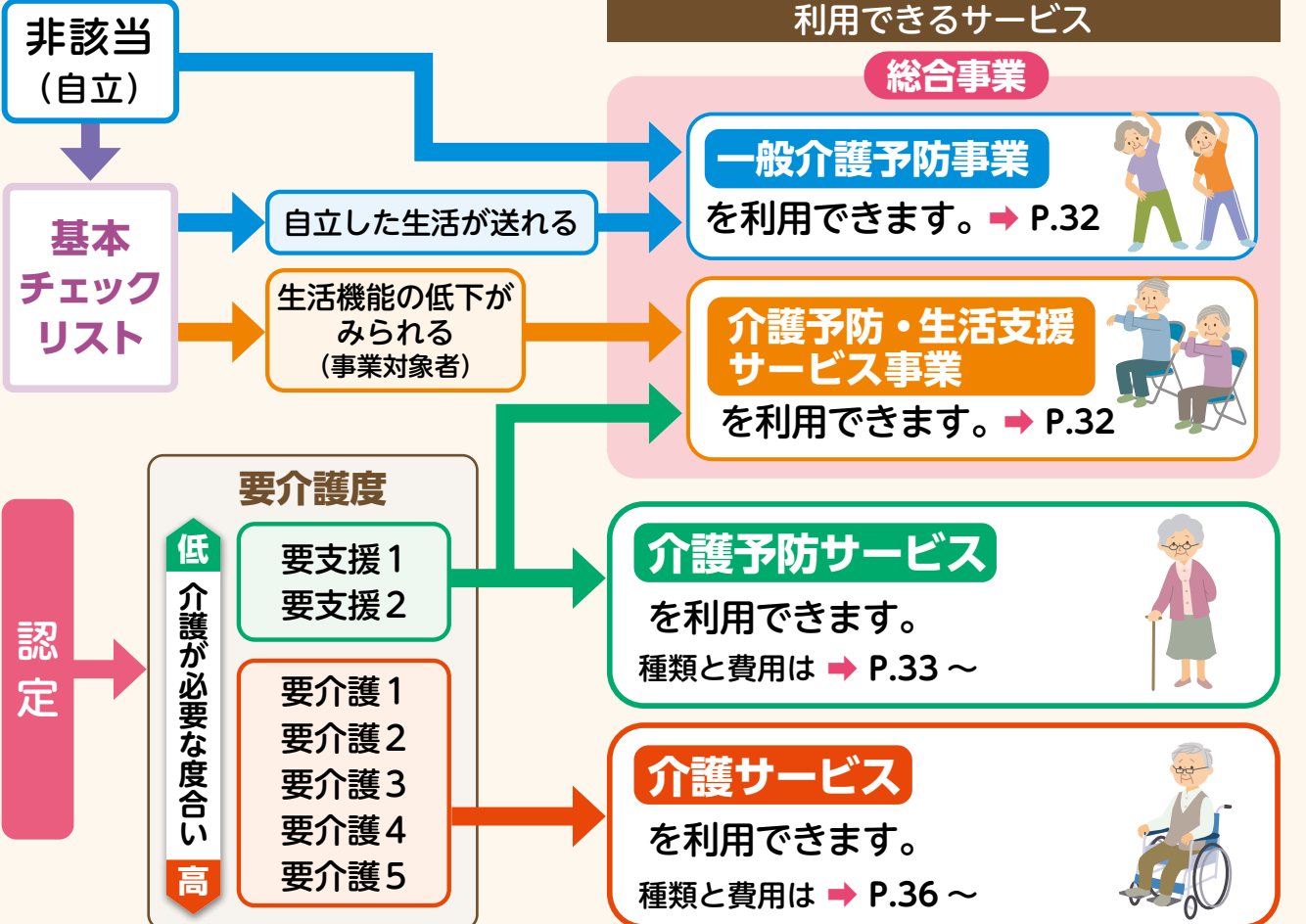
申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

- 訪問調査
市の担当職員などがご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は市が紹介する医師の診断を受けます。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。
- 二次判定(認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



③結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」「介護予防・生活支援サービス事業」を、「要介護」と認定された方は「介護サービス」を利用できます。



介護保険 Q&A

A 利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

基本調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらないで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問をします。
日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。
認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってきますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくといでしょう。

Q 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？



しくみと加入者
介護保険料
介護保険制度改正
小野市独自の福祉サービス
介護保険サービス利用の手順
サービスの種類と費用のめやす
介護サービス費の自己負担と費用の支払い
小野市内の事業所マップ

介護（介護予防）サービス利用の手順

介護予防・生活支援サービス事業対象者および要支援1・2と認定された方は地域包括支援センター等に連絡します。
また、要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者等に連絡します。

介護センター等に連絡します。
介護支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

①地域包括支援センターに連絡します TEL.63-2174

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
介護予防・生活支援サービス事業 (P.32)



②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③介護予防ケアプラン※1を作成します

- 地域包括支援センターの担当職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



要支援1・2の方

①地域包括支援センターに連絡します TEL.63-2174

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
介護予防サービス の種類 (P.33～)
- 介護予防・生活支援サービス事業** (P.32)

②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③介護予防ケアプラン※1を作成します

- 地域包括支援センターの担当職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

④サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス** および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する**介護サービス**の種類 (P.36～)



①居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



②ケアプラン※1を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③サービスを利用します

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい

施設サービスの種類 (P.39)



①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②ケアプラン※1を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



※1 介護予防ケアプランの作成、ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。